

自民党・公明党で山村振興法改正大綱(案)が了承される

I 自由民主党

山村振興特別委員会(委員長：岡田直樹 参議院議員)が次のとおり開催された。

1. 令和6年12月13日(金)

「山村振興法改正の基本的方向(案)」が了承された (別記)

- (1) 目指すべき山村振興の方向性
- (2) 法期限の延長
- (3) 目的規定の充実
- (4) 基本理念の見直し
- (5) 配慮規定の充実
- (6) その他

2. 令和6年12月19日(木)

「山村振興法改正大綱(案)」が了承された。(別記)

- 1 法期限の延長
- 2 目的規定の見直し
- 3 基本理念の見直し
- 4 目標規定の見直し
- 5 国・地方公共団体の責務の明確化
- 6 山村振興法基本方針及び山村振興計画の規定事項の追加
- 7 配慮規定の見直し
- 8 配慮規定の追加
- 9 その他

3. 令和7年1月26日(日) 長野県木曽町で現地調査が行われた。

木曾おもちゃ美術館

木工振興拠点 KOUSAKUBA

道の駅日義木曽駒高原

意見交換会(木曽町役場)

II 公明党

農林水産部会(委員長：角田秀穂 衆議院議員)が令和7年1月23日(木)に開催され、「山村振興法改正大綱(案)」が了承された。(別記)

山村振興法改正大綱（案）

1 法期限の延長

法期限を10年間延長（令和7年3月末→令和17年3月末まで）

2 目的規定の見直し

- ・山村の役割に「農林水産物の供給」、「地球温暖化の防止」、「生物多様性の確保」等を追加
- ・「山村の自立的かつ持続的な発展」及び「地域の特性を生かした産業の成長発展」を図る旨の文言を追加し、山村振興の方向性をより明確化
- ・「移住者、定住者及び山村との関わりを持つ者の増加の促進」の文言を追加し、移住・定住のほか、関係人口の増加を促進することを明確化

3 基本理念の見直し

- ・山村振興は、
 - ① 農業者等の地域住民による共同活動や農林業の生産活動の継続が山村の有する多面的機能の發揮に重要な役割を果たしているため、これらの活動の促進を図ること
 - ② 地域社会の持続可能性の確保を図ることを旨として行わなければならないとの趣旨の規定を追加

4 目標規定の見直し

- ・山村振興の目標規定に、
 - ① 移住及び定住、地域間交流の促進、地域社会の担い手の育成等による人材の確保・育成
 - ② 子育て環境の確保等による住民生活の安定と福祉の向上
 - ③ 情報通信技術の活用等による山村におけるデジタル社会の形成
 - ④ 日常的な移動のための交通手段の確保
 - ⑤ 農林業の生産性の向上
 - ⑥ 防災体制の強化といった趣旨の規定を追加

5 国、地方公共団体の責務の明確化

- ・国の責務として、税制上の措置を講ずるよう配慮することを追加
- ・都道府県の責務に都道府県内の広域連携や市町村に対する情報提供等の援助を追加

6 山村振興基本方針及び山村振興計画の規定事項の追加

- ・3の基本理念、4の目標規定、7及び8の配慮規定に合わせて必要事項を規定

7 配慮規定の見直し

- ・以下①から⑥までの既存の配慮規定を拡充

- ① 「情報の流通の円滑化及び通信体系の充実」の配慮規定に、情報通信技術の利用の機会及び活用する能力を習得するための機会の格差是正、農林水産業その他の産業の振興、地域公共交通、物流、医療、教育の分野における先端的な情報通信技術の活用を追加
- ② 「医療の確保」の配慮規定に、無医地区以外の医療の提供に支障が生じている地区において医師、歯科医師及び看護師の確保、遠隔医療の実施、医療施設にアクセスしやすい体制の構築を追加
- ③ 「地域文化の振興等」の配慮規定において、対象となる地域文化について、「演劇、音楽、工芸技術その他の文化的所産」に加え、建造物、風俗慣習、民俗芸能、遺跡及び景観を追加するとともに、「担い手の育成」についても追加
- ④ 「都市と山村の交流等」の配慮規定に、山村、山村における森林及び農林水産業並びに山村の有する多面的機能に関する知識の普及及び情報の提供、農泊の促進等による都市等と山村との間の交流促進、二地域居住の環境整備を追加
- ⑤ 「鳥獣被害の防止」の配慮規定に、住民の安全確保等を追加するとともに、鳥獣の食品等としての利用の促進を追加
- ⑥ 「教育環境の整備」の配慮規定に、振興山村の区域の内外に居住する子どもが、山村の特性を生かした教育を受けられるよう規定を追加

8 配慮規定の追加

- ・以下①から⑯までの趣旨の新たな配慮規定を追加

① 移住の促進

山村へ移住しようとする者の来訪や滞在の促進についての配慮規定を追加

② 持続可能な地域社会の維持

持続可能な地域社会の維持に資する生活の利便性の確保についての配慮規定を追加

③ 農林水産業その他産業の振興

農林水産業の振興を図るため、生産基盤の強化、地域特産物の開発、生産、流通及び消費の増進、観光業との連携の推進についての配慮規定を設けるとともに、産業の振興を図るため、生産性の向上、人材の育成・確保、起業の支援、先端的技術の導入、産業間の連携の推進についての配慮規定を追加

④ 就業の促進

良好な雇用機会の拡充、実践的な職業能力の開発及び向上のための施策の充実についての配慮規定を追加

⑤ 地域旅客運送サービスの提供の確保等

地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保、物資の流通の確保についての配慮規定を追加

⑥ 生活環境の整備

移住及び定住の促進に資するため、空家活用を含む住宅の整備や、水、汚水及び廃棄物の処理等生活環境の確保のための施策の充実についての配慮規定を追加

⑦ 防災対策の推進等

山村が災害の発生しやすい自然条件の下にあることを踏まえ、防災に関する施設及び設備の整備、防災訓練、被災者の救難、救助等を的確に実施するための体制整備及び関係機関の連携の強化等防災対策の推進についての配慮規定を追加

山村振興法改正に向けた基本的方向（案）

山村は、我が国の国土面積の約5割を占め、国土の保全、水源涵養、自然環境の保全等の多面にわたる機能を有しており、我が国の農林水産業の発展、資源や国土の管理を通じ国民生活及び国民経済の安定やカーボンニュートラルの実現に寄与するなど重要な役割を果たしている。

このため、山村が、依然として都市に比べて社会基盤が脆弱であることや人口減少が著しい現状であることに鑑み、前回改正からの世の中の情勢の変化、昨今の情勢や全国山村振興連盟の要望等を踏まえ、次の事項に重点を置いて山村振興法の延長・充実について検討を行うものとする。

（1）目指すべき山村振興の方向性

・前回改正以降進めてきた山村の自立的発展の取組を更に持続的なものとしていくためには、山村の有する多面的機能及び地域資源を改めて見つめ直し、農林水産業をはじめとした産業の振興につなげていく必要があるとともに、これらの産業及び地域社会を支える人材の確保、持続可能な地域社会に資する環境の整備等を進めていくことが必要である。このことから、山村振興法の規定の充実を図り、山村振興施策の一層の推進を図ることとする。

（2）法期限の延長

・法期限を10年間（令和7年3月末から令和17年3月末まで）延長

（3）目的規定の充実

・山村固有の地理的特性や自然環境により発揮される機能として、「農林水産物の供給」、「地球温暖化の防止」、「生物多様性の確保」等の今日的な課題に対応する山村の役割等を追加する

・山村における人口流出に歯止めがかからず、集落機能の継続が危ぶまれる状況を踏まえ、地域の特性を生かした持続的な発展を図るとともに、移住施策のほか、二地域居住を含む関係人口の増加を促進することを明確化する

(4) 基本理念の見直し

・地域社会の持続可能性が確保され、地域住民の共同活動等が継続されることによって、山村の多面的機能が発揮され、下流の都市住民を支えていることから、山村の振興に当たっては地域社会の持続可能性及び共同活動等の継続を図ることを旨とすることを明確化する

(5) 配慮規定の充実

〈地域資源と自立的・持続的発展に向けた産業の振興〉

- ① 山村固有の地域資源の活用等を通じた農林水産業等の産業振興を図るため、生産基盤の強化、地域特産物の開発・流通・消費の増進、生産性の向上、産業の振興に寄与する人材の育成・確保、起業の支援、先端技術の導入、産業間の連携等を促進するとともに、地域資源であるジビエの利用を促進する
- ② 山村で受け継がれている有形・無形の文化の保存・活用を促すため、その対象を充実させる
- ③ 山村の多面的機能の持続的発揮のため、森林の整備、木材利用、自然環境の保全及び再生等を推進する

〈自立的・持続的発展を支える人材の確保〉

- ④ 山村の自立的・持続的発展に資する多様な人材を確保していくため、移住の促進、人材育成、就業の促進、関係者間の緊密な連携等を促進するとともに、山村の多面的機能等に関する知識の普及や二地域居住等の環境整備等により都市等と山村の交流を更に促進する

〈持続可能な地域社会に資する環境整備〉

- ⑤ 定住の促進を図り、山村の持続可能性を確保していくため、生活の利便性の確保、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保、生活環境の整備、鳥獣被害の防止等を促進する
- ⑥ 山村においても、住民の利便性の向上等を図るため、各種分野において先端的な情報通信技術の活用等を促進する
- ⑦ 山村での安心・安全な生活を確保するため、激化する災害に備える防災対策や災害復旧を迅速かつ的確に行う体制の構築、感染症発生時における生活の安定を図る取組等を推進する

- ⑧ 山村において安心して日常生活及び社会生活が営める環境を確保するため、児童福祉、保育、介護、保健医療などの社会福祉の向上を図る
- ⑨ コロナ禍や医療従事者の労働時間問題により、山村における医療従事者の確保が一層困難となり、都市と山村における「命の格差」を生じかねない実態等を踏まえ、医師、看護師等人的資源の確保、遠隔医療や医療施設へのアクセスの向上等医療の充実を位置付ける

〈その他〉

- ⑩ 山村の地域固有の課題解決等に資するため、ニーズに応じた規制の見直しを位置付ける

(6) その他

- ・目標規定、山村振興基本方針及び山村振興計画の記載事項については、目的規定、基本理念及び配慮規定の改正を踏まえ、見直しを行う
- ・国及び地方公共団体の責務を明確化する
- ・税制の廃止（R3）を踏まえ、地方税の不均一課税に伴う措置に係る規定を削除する